

我が国の都道府県庁舎における眺望景観の現状 都市における眺望景観の保全に関する研究 その4

眺望景観 ヴィスタ景 都道府県庁舎
近代都市設計 都市空間遺産 眺望構造

正会員 ○野原 卓*
同 鳥海基樹**
同 中島直人***
同 岡村 祐****

1.はじめに

1-1 研究の背景と目的

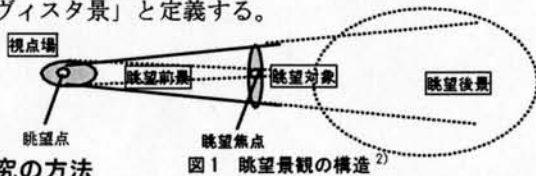
前稿において、国会議事堂の事例を通して、近年社会的にも大切な都市空間として認知されつつある総体的眺望空間の重要性及びその歴史的資産としての価値について述べた。

このことは、全国への水平的視点で捉えると、各都道府県庁舎において顕著である。① 山形・宇都宮における研究¹⁾などにもある通り、近代都市の骨格に向けて都市の内部に計画的に眺望景観を設計配置する技法として、都市内においてシンボル性を持つ官庁街(県庁)へのヴィスタ景が有効であった。② また、これらは主に現代よりも戦前期の近代におけるものが多い。近代建築の保存運動は今なお盛んであるが、都市に埋め込まれた計画的技法としての眺望とその実在空間もまた都市の大切な近代空間遺産である。③ にも関わらず、眺望景観及び保全施策において官庁へのヴィスタ景への認知度は、パノラマ景などに比べて重要視されていない。

よって、本稿では、各都道府県庁舎における眺望景観としての空間とその現状を把握することで、今後の眺望景観保全についての示唆的見地を探ることを目的とする。

1-2 眺望の定義

岡村(2003)²⁾にもある通り、本研究においては、眺望景観を「視点場」-「眺望前景」-「眺望対象」-「眺望後景」という、4要素によって成立する集合的都市空間であると定義する。また、眺望景観を点で見る「通し景(Perspective)」、視線を誘導する線と先端にある眺望対象による「絞り景(Vista)」、個々に価値はなくても面的な対象を賞でる「展き景(Panorama)」という3つの構造で捉える³⁾。本稿では、直線街路を有する通し景及び絞り景を合わせて広義の「ヴィスタ景」と定義する。



1-3 研究の方法

石田(1993)⁴⁾による、現在その建物が残存している旧都道府県庁舎及び現都道府県庁舎一覧に、2004年3月現在までの状況を加味した、全66事例をリストアップし、そのうちヴィスタ景を構成する要素である①眺望対象として価値を有するもの及び②眺望景観としての計画的要素を前景に持ち、かつこれが残存するものについて詳細な分析を行った。

2. 都道府県庁舎における眺望景観の残存状況^{*1}

2-1.眺望対象としての都道府県庁舎

上記66事例のうち、28事例が50年以上経過した建築物であり、建築的価値を持つものも多い。しかし、近年新庁舎の建設及び郊外への移転は盛んであり、これに伴い解体、あるいは近代建築としての評価を受けて部分・移築保存されるものの、眺望構造を伴った保存(完全保存)はなされないことが多く、眺望構造における対象としての庁舎が減少している。

2-2.計画的演出としての直線街路

全66事例のうち、計画的意図があると見られる直線街路を持つ(残存する)事例は21事例^{*2}、そのうち、眺望対象の正面性の演出=ヴィスタ景を保持している事例は12事例である^{*3,4}。

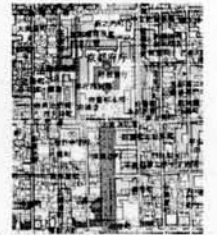


図2 県庁舎のヴィスタ構造
(例:京都府庁舎)^{*2}

3.都道府県庁舎におけるヴィスタ景の現状

上記ヴィスタ景12事例について、分析を行った[表1]。

「眺望対象」については、対称性・正面性の持つ、またはポーチ・タワーなど視線の注がれる要素を持つ建築物であり、50年以上経過した歴史的価値のある庁舎も多い(10事例)。

「前景」については、近代には、他の公共施設も含めて一体的に統一された街並みを形成することで絞りの効果を意図したものであっても、現代においてその面影をもつものは少ない。また標識・広告等により眺望が阻害される例も多い。

「視点場」については、比較的広い幅員の直線街路を用いた演出であるため、近代においては、歩行者にとっても安定した視点場であったかもしれないが、自動車交通の一般化した現代では、その殆どが歩行者にとって横断歩道程度しか安定した視点場を供給できない場合が多い。前景としては不完全な屈曲街路において、むしろ歩道から眺望対象への視点場を確保できる場合がある(滋賀県庁・旧兵庫県庁)。

「後景」については、背後に河川等の自然(2事例)、公園(2事例)をもつもの、公共施設用地(6事例)、一般市街地(2事例)をもつものに分類される。自然・公園については、これらを計画的に配置することで高層建造物建設の可能性は少なく、安定した後景を確保している。公共用地についても、無秩序な乱開発は起こらないが、歴史的建造物を保存するために高容積化した新たな公共施設が逆に後景として景観を阻害する要因となっている。

表1 都道府県庁舎における眺望景観（ヴィスタ景）の現状

都道府県	現況写真	眺望対象				眺望計画				視点場		眺望効果	
		新旧転用	竣工年	種別	用途	状況・備考	ヴィスタ景の有無	正対性	眺望の状況・眺望対象との関係性	安全性	視点場の状況	安全性	効果の状況
北海道		旧庁舎(新庁舎) 1888/11	煉瓦	2	国重要文化財	歴レンガとして残される。大南区の中央におかれ、手前に大きなオープンスペースを持つ。	北3条通り	◎	建物周囲は、オープンスペースとして守られており、中スタ景は都市部のグリッドの中に溶け込まれる。並木はあまりない。強い縦線として機能しない。	△	車の交通量が多く、正面から眺めるのは困難である。主に視界歩道が視点場となる。垂直方向に移動可能。	△	背後も公共用地であるが、新庁舎及び隣接建物は、景観阻害要因となっていない。
山形		文庫館(山形県庁舎) 1916/06	煉瓦	3	国重要文化財	ルネサンス様式の壮麗な建築物。1975年新庁舎移転に伴い廃壊されたが、1986年より復元、95年に竣工された。	七日町通り	◎	南側三島通商により計画的に配された種鳥九層の通り。並木などはない。縦線が効果的。視界歩道が視点場となっている。	△	車の交通量が多く、正面から眺めるのは困難である。主に視界歩道が視点場となる。垂直方向に移動可能。	○	東側に高層マンションが見られる。背後の街区では景観条例に基づくまちづくり協定(景観協定)により保全されている。
福島		庁舎 1954/09	RC	5	佐藤一設計	モダニズム建築。戦中の庁舎の1Fを解体して山下町駅前設計	県庁通り	◎	並木は3列。内1列が道路の中心にあり、ヴィスタ景としては見えない。縦線が効果的。視界歩道が視点場となっている。	△	車の交通量が多く、正面から眺めるのは困難である。主に視界歩道が視点場となる。垂直方向に移動可能。	◎	庁舎の背後には、川根の大きな河川が流れており、後景の損壊の危険性は低い。
茨城		茨城県庁舎 1930/06	SFC	3	日本近代建築編No.10001	1999年まで庁舎として使用され、三の丸庁舎として現在も役割を担っており、消滅の危険性も考えられる。	あり	◎	並木は3列。内1列が道路の中心にあり、ヴィスタ景としては見えない。縦線が効果的。視界歩道が視点場となっている。	△	車の交通量はそれほどではないが、正面から眺めるのは困難。垂直方向に移動可能。	◎	私道公園となっており、損壊の危険性は少ない。
栃木		旧庁舎 1938/09	RC	4	佐藤一設計	新庁舎建設に伴う建築計画(一部移築)により、現庁舎が計画されており、眺望対象の損壊の危険性がある。	中央通り	◎	片側一車線の道路が市役所まで約1km続いているが、右側の並木が並んでおり、歩道は狭い。歩道は歩道として機能しない。	△	車の交通量が多く、正面から眺めるのは困難である。主に視界歩道が視点場となる。垂直方向に移動可能。	○	公共施設用地(農舎庁舎・自治研所)となっている。
群馬		庁舎 1937/10	RC	4	国重要文化財	警庁の外側の内側に前持を持つ、帝冠様式の建築物。手前にお堀と石畳がある。	あり	◎	両側に並木が並び、歩道は狭い。歩道は歩道として機能しない。	△	主に視界歩道が視点場となる。基本的には歩道であるため、正面から眺めるのは困難である。	◎	警庁公園(警庁緑地及びお堀)となっており、損壊の危険性は少ない。
群馬		庁舎(本館) 1938/06	RC	4	佐藤一設計	中央にお堀を築き、正面性が強く演出されている。	あり	◎	途中からやや軸線が狂い、対象の軸とずれ、視界歩道は歩道として機能しない。ある程度の歩道は歩道として機能しない。	△	車の交通量はそれほどではないが、正面から眺めるのは困難。垂直方向に移動可能。	△	現在は暗黒だが、後ろに駅前市街地を挟むので、可能性はある。さらにうしろの小山が景観の要素として演出されている。
京都		庁舎(旧本館) 1904/12	煉瓦	2	府指定文化財	旧庁舎として使用されているものとしては最も古い。近代性も高い。ルネサンス様式の壮麗な建築物。	並座通り	◎	並木と並木が交互に並ぶ。種鳥が長約300mで正面に当たる。両側の歩道は比較的歩道が視点場となっている。歩道は歩道として機能しない。	△	車の交通量はそれほどではないが、正面から眺めるのは困難。垂直方向に移動可能。	○	真後ろに公共施設用地(府庁第二別館)があり、現在は視界歩道は存在しない。しかし、歩道は歩道として機能しているため、損壊の危険性もある。
兵庫		兵庫県庁舎(県庁舎) 1902/06	煉瓦	2	国重要文化財	旧庁舎4代目庁舎として、1983年まで使用された。1985年に修復・復元し、現在の機能として利用されている。	あり	◎	両側の歩道は歩道として機能しない。歩道は歩道として機能しない。	△	車の交通量はそれほどではないが、正面から眺めるのは困難。垂直方向に移動可能。	△	道路を挟んで後ろに、現庁舎があり、13層の景観阻害要因であるため、対象から眺めると後景に阻害要因として出ている。
佐賀		庁舎 1960/12	RC	3	阿部美穂設計	旧佐賀城の外側の内側に建て、戦後最初に建設された本格的な庁舎。近代性とモダニズム高層の要素を持つデザイン。	あり	◎	既存の道路から、徐々に対象に近づいていく。並木は歩道として機能しない。歩道は歩道として機能しない。	△	車の交通量はそれほどではないが、正面から眺めるのは困難。垂直方向に移動可能。	○	対象も含めて旧佐賀城にあり、公共用地が背後に控えているが、歩道は歩道として機能しているため、損壊の危険性もある。現在のところは阻害要因は少ない。
長崎		庁舎 1953/03	RC	5	-	対称性・正面性はないが、側に歩道の階段があり、ランドマーク性を演出している。	国道34号線	◎	並木は歩道として機能しない。歩道は歩道として機能しない。	△	歩道があるが、これ自身がその後ろからの眺望阻害要因ともなっている。	○	背後には、広島の道路及び河川が通っており、後景は比較的安定している。(そのさらに後ろの市街地の景観は可能性がないわけではない)
熊本		庁舎(新館) 1997/07	SFC	10	日建設計設計	対象は、対称性も持っているものの、歩道のひびきという効果がややましい。	県庁前広場	◎	新庁舎建設時に創設された。庁舎前の歩道は歩道として機能しない。歩道は歩道として機能しない。	△	車の交通量はそれほどではないが、正面から眺めるのは困難。垂直方向に移動可能。	○	後ろ側には庁舎本館が建てられているが、後景としては比較的安定している。

【凡例】眺望対象：◎ 対称 (symmetry) な建物 ○ 完全に対称な建物ではないが、デザインにより眺望的には正面性を確保している △ 対称性・正面性はないが、ポーチ・庇・タワーにより視線が注がれる
 前景(直線性)：◎ 対象に鉛直に対する街路 ○ 対象に対して鉛直でない・長さが短い・幅員が狭いなどの課題はあるが、直線的なビスタ景を創出している街路
 (正面性)：◎ 眺望対象に正対しヴィスタ景を有効に確保できる ○ 眺望対象の軸と街路の軸がややずれている・斜交している △ 眺望対象の軸と大きくずれている・あるいは軸がない
 視点場安定性：◎ 安定して視点場にアクセスできる △ 眺望を望むことは可能だが、時間をかけて見ることが出来ない
 後景安定性：◎ 自然や公園など阻害要因の建ちにくい後景 ○ 公共施設用地など、乱開発の起こりにくい後景 △ 損壊の可能性のある一般市街地 【※ 兵庫県庁舎写真については4)より転載】

後景が一般市街地の場合、乱開発による後景の損壊可能性は高いが、山形のように、背後の街区においてまちづくり協定で高さの規定を設けて守っている事例もある^{※5}。

4. 今後に向けて

このように、眺望景観を生み出す総体美としてのヴィスタは、近代建築の保全とは異なり単体では保全しきれないため、周辺環境との関係性や、土地所有など、様々な課題を持つ上に、視点場、前景・後景における強い保全のための規制の根拠(=公共性)については慎重な議論を要するため、現実的には、なかなか保全状況は思わしくないのが現状である。

また、栃木県庁舎(宇都宮市)のように、保存の是非に関しては紆余曲折を経たものの、結局は旧県庁舎の部分移転保存(曳家)という形で、近代建築の要素は保全される可能性は残されているが、近代都市空間遺産と

してのヴィスタ景はその姿を消してしまう事例も見られる⁵⁾。ヴィスタ景を用いた都市骨格の形成手法は、近年では主流ではなく、むしろ近代における遺産としての性格を帯びている。しかし、これを保全するには、各要素を単体として見るだけでなく、一つの「都市空間」として一体的な視点と保全の方法論を構築する必要がある。

【註】※1: 眺望の残存状況については、東京大学工学部都市工学科都市デザイン研究室で行った、全国眺望景観調査(2004-02-03)の結果を基にしている。
 ※2: 国土地理院発行地形図(1:1万の1)より(新旧)各都道府県庁舎について眺望構造を分析した。
 ※3: 残存しないものについては、街路の問題というよりは、対象としての庁舎が移転し、旧庁舎は取り壊されてしまった場合も多い。演出する直線街路をもちながらも庁舎が消失した事例についても言及する必要がある、今後の課題である。
 ※4: 街路の正面性は、眺望対象が正面性を持つことも含む総合的な空間概念である。
 ※5: 山形市景観条例に基づき、平成12年5月に「文翔館周辺まちづくり協定」が締結されている。

【参考文献】
 1) 佐藤一、野中勝利：三島通商の城下町改造とその後の都市骨格の形成 山形と宇都宮を事例に、1993年度第28回日本都市計画学会都市計画論文集、pp.235-240,1993.11
 2) 岡村 祐他：東京都都区におけるヴィスタ景の現状と景観行政上の位置づけ、2003年度日本建築学会学術講演梗概集 F-1 都市計画、pp.381-382,2003.09
 3) 西村幸夫、眺望景観研究会：東京の眺望景観を俯瞰する、季刊まちづくり②、学芸出版社、pp.101-114,2004.03
 4) 石田潤一郎：都道府県庁舎 その建築史的考察、思文閣出版、1993.02
 5) 栃木県庁舎本館活用準備会：活用するための栃木県庁舎一部移築保存 ウェブサイト <http://www5.ocn.ne.jp/~hazon/index.html>

* 東京大学大学院工学系研究科 助手
 ** 東京都立大学大学院 講師
 *** 東京大学大学院工学系研究科 助手
 **** 東京大学大学院 博士後期課程
 * Reseach Associate, Department of Urban Engineering, University of Tokyo
 ** Assistant Prof., University of Tokyo Metropolitan University
 *** Reseach Associate, Department of Urban Engineering, University of Tokyo
 **** Graduate Student, Department of Urban Engineering, University of Tokyo